

IV-304

享保改革期の玉川上水－3 上水廃止と町火消制度－

神戸大学工学部 正 員 神吉 和夫

1. はじめに 享保改革は紀州藩から将軍となった吉宗治世下の新田開発を主体とする幕府財政立て直しのための包括的な改革である。享保改革での新田開発が強力に進められた地域の一つが武蔵野台地である¹⁾。
 2) 本稿では、吉宗の片腕として享保改革推進役となった大岡越前守忠相が江戸町奉行に就任した享保2年以降の玉川上水に起こった千川・青山・三田の3上水の廃止および江戸の町火消制度の創設を武蔵野新田開発の関連で行われたと捉え、考察することにする。

2. 玉川上水の略史

玉川上水の略史

表－1 玉川上水の略史年表

年表を表－1に示す。江戸の上水は江戸の庶民の生活用水としての性格が強調されているが、玉川上水創設直後に警火井鑿開の町触が出され、為政者の側からは防火用水として重要ではなかったかと思われる。また、二丸、細川下屋敷の泉水用水として初期の段階から利用されたことがわかる。さらに、野火留用水、砂川用水などの武蔵野台地での開発用水（灌漑用水と生活用水）としても利用されている。

年 号 西暦	玉川上水の構造		玉川上水の管理、消防制度、その他
	羽村(取水)～武蔵野台地	江戸市中	
寛永16 1639 寛永20 1643 万治元 1648 永応2 1653 永応3 1654 永応4 1655 明暦元 1655 明暦3 1657	四谷大木戸まで玉川上水完成 野火留用水創設 砂川用水創設	虎ノ門まで完成 玉川上水ヲ二丸庭苑ニ引ク 熊本城主細川綱利下屋敷ニ池ヲ鑿チテ、玉川上水ヲ注ク	所々火消創設 大名火消創設 奉書火消の制度化 定火消創設 火消屋敷建設 玉川家、玉川上水水元役となる。 警火井鑿開の町触 明暦大火（堀抽火事）、この火災後大規模な都市改造が行われる。 大名方角火消創設
万治3 1660 寛文4 1664 寛文・延宝の頃 (1661-1680) 寛文5 1666 寛文7 1667 貞享年間 (1684-1687) 元禄6 1689 元禄9 1696 宝永4 1707	青山上水創設 三田上水創設 神田上水へ助水渠疎鑿 千川上水創設 小金井村で、呑水用水の残水を、4月～6月田用水に使用届出 享保までの分水数10箇所	「江戸町々江御上水分水奉請度義」願出 八丁堀、霊岸島町々、神田上水から玉川上水へ変更 「玉川上水大絵図」(「貞享上水図」)作成 享保頃に掘抜井戸技術江戸で普及	玉川上水奉行設置。 水道支配、道奉行へ移管。
享保2 1717 享保3 1718 享保4 1719 享保5 1720 享保6 1721 享保7 1722	羽村堰の筏流し禁止 羽村堰の筏流し再開(筏水路制限) 青山、三田、千川上水廃止。 後、灌漑用水転用	浅野築地屋敷上水廃止 「呑水ニも不相成」	各自火消(三町火消、近所火消)創設 町火消創設 水道普請、道奉行支配
享保15 1730 享保19 1734 元文4 1739	享保・元文頃創設の分水11箇所 多摩川の水濁る。狭山池等からの助水、溜井建設による浄化を検討。 仙台城主伊達宗村上屋敷ニ玉川上水ヲ引ク 武蔵野新田への分水幕開協議		上水組合に年番制。 水道支配、町奉行へ移管。 玉川家、水元役罷免。
寛保2 1742 延享元 1744 天明5 1768 天明7 1787 寛政3 1791	「上水記」記載分水数33箇所	「上水記」作成、普請奉行上水方道方石野邊江守広通	水道支配、普請奉行へ移管。

注：本年表は「東京市史稿上水篇」第1、西山松之助編「江戸町人の研究」第2巻、第5巻、吉川弘文館、昭和53年。等を参考に作成した。

玉川上水に大きな変化が現れるのは享保年間である。享保4年の羽村堰の筏流し禁止から同6年の筏流し再開(筏水路制限)までは取水増のための羽村堰の強化工事が行われている。大岡越前守忠相は享保2年、町奉行になり、町奉行を兼務のまま、享保7年6月地方御用掛に任ぜられ、6月には小普請組支配の岩手藤左衛門信猶を、翌7月には荻原源八郎を代官に命じて武蔵野新田の調査を始めている²⁾。同7年には千川上水が8月、青山・三田の二上水が9月に廃止される。同年9月に本所上水も廃止され、この4上水廃止事件は玉川上水の謎の一つであった。これら4上水の廃止に先立って、享保7年7月には新田開発の奨励の高札が日本橋に掲げられ、従来禁止されていた町人請負新田開発が募集されている。この高札以降、武蔵野台地での新田開発の要望が

高まり、その後本格的な開発が進められ享保・元文頃創設の分水は11箇所になる。

3. 3上水の廃止 『東京市史稿 上水篇』第1に付された 表-2 「正徳年間江戸水道図」にみる「正徳年間江戸水道図」は、肥留間の研究⁴⁾により享保初年の

玉川上水の分水

	名 称	分水断面
羽 村 側	拜島村上水	水門1尺四方
	砂川村上水	水門7寸四方
	川越江之用水 (野火留)	水口堀幅1間
玉 川 上 水	小川新田上水	水門1尺四方
	園分寺村上水	水門1尺四方
	下小金井村上水	水門1尺2寸四方
	田無村上水	水門4寸四方
	堺新田上水	水門1尺2寸四方
四 谷 大 木 戸 側	千川上水	水口3尺
	以前千川用水	
	ト云品川江之用水	
	烏山村上水	水門5寸四方
	北沢村上水	水門1尺四方
	三田上水	水口2尺5寸
	細川越中守	水口3尺
	玉川助上水(神田)	水口3尺
	吐き水道	
	青山上水	水口2尺 2尺5寸

ものとなされ、享保改革開始時期の玉川上水を知る重要な史料である。羽村で多摩川を取水する玉川上水について見ると、羽村から四谷大木戸に至る分水はその分岐部に取り入れ口断面などが記されている。玉川上水の水工構造物としての計画がどの様であったかは不明であるが、少なくとも本絵図を作成した人物にとっては分水の取り入れ口断面が重要な意味を持っていたと考えられる。表-2に取り入れ口断面等を示す。分水の注記があるのは15で、断面の大きなものは川越江之用水、千川上水、細川越中守、玉川助上水、三田上水、青山上水の順になる。川越江之用水は野火留用水として知られ、玉川上水の創設に功があったとされる川越藩主松平伊豆守の支配地への用水である。玉川助上水は神田上水の不足を補う助水で寛文7年に開削されている。千川・三田・青山の3上水は享保7年に廃止され、細川越中守屋敷への分水も同じ頃廃止されている⁵⁾。3上水の廃止は関連する主要屋敷がそれ以前に廃止されていたこともその理由として考えられるが、同時期に一齐に廃止されたこと、新田開発奨励の高札が出された直後であることから、武蔵野台地の新田開発を行う上で障害となるであろう既存利水としての下流に位置する江戸市中の玉川上水利用について、幕府は3上水を廃止することで、既存利水の障害はないとのメッセージを新田開発を行おうとする町人に伝えたことになる。

4. 町火消制度の創設 4上水の廃止は従来、幕府の儒者室鳩巢が水道火災原因説を唱えたためとされ、室鳩巢の非科学性が恰好のテーマとして、江戸水道関係書にしばしば引用され有名になった。しかし、読んでみると⁶⁾、最初に「当地火災に付、火禁火防等之義、段々被仰出候得とも、今以難儀に及候」と、火災の原因が風にあるとし、「大火之時分出火仕候而は、中々人力には難及奉存候」と述べ、また、火災の原因が火附盗賊による放火であり、犯人も捕まるのが十之八九、盗賊の罰則も軽いと指摘している。したがって、室鳩巢の所説は風が大地の息、水道の為に地脈を絶て云々の部分を除けば、水道が大火に無力と述べたもので、非科学的なものでは決してない。表-1の年表に見るように、玉川上水創設の少し前に大名火消制度ができているが、この段階では消火よりも火災発生時の治安維持に眼目があった。承応4年の警火井鑿開の町触の内容は上水井戸から水を汲み消火するものであり、このような防火策が有効と考えていたことになる。しかし、明暦大火(振袖火事)により都市防火体制の見直しを迫られ、御三家の郭外移転、火除地の創設などの大規模な都市改造を行った。享保3年の町火消の創設がされ、この組織が発展して享保5年には有名な「いろは47組」の江戸町火消になる。この町火消は火災の拡大を防止するため延焼の予想される地域の一部家を破壊する、破壊消防を主とする組織であり、上水は初期消火の役割を担うことになる。このことは、町火消制度の創設も武蔵野新田開発と無縁ではなく、江戸での水需要の重要な要素であった防火用水の代替案を武蔵野新田開発に先行して実行したと考えられる。

5. おわりに 享保改革の推進は吉宗、忠相以下の紀州藩出身の人々により主導され、新田開発にも紀州藩出身の技術者が関与している。これら紀州藩の技術者の技術と在来のそれが異なっていた可能性も考えられる。今後の課題としたい。

参考文献 1)木村礎:『近世の新田村』,吉川弘文館,1964 2)木村・伊藤編:『新田村落』,文雅堂書店,1960, 3)南和男:江戸の社会構造,塙書房,1969 4)肥留間博:コロンブスの玉川上水,多摩のあゆみ第50号,1988 5)江戸の上水と三田用水,三田用水普通水利組合,1984 6)ここでは『東京市史稿 上水篇』第1によった。